

## 8

## フリードリッヒ II 世の皇帝の書

辰野 美紀

順天堂大学医学部医史学研究室

神聖ローマ帝国皇帝のフリードリッヒ II 世は、1231年に、皇帝の書 *Constitutiones (Liber Augustalis)* を、更に、1231年から1250年の間にその追補 (*Novae Constitutiones*) を発布した。

この法令の基軸となる本文は3巻から成立しており、第1巻は、1条から107条、第2巻は、1条から52条、第3巻は、1条から94条までで構成されている。それらは、時代的にまた地域的に異なる数種の手書き写本が現存しており、これらは、研究上、3つのグループに分けられている。第一グループとされるのは、4種類のギリシャ語文献である。(モンテカシーノ修道院図書館所蔵の *Cod.cass.468*)、(*Codex.par.graec.1392*)、(*Codex.barb.graec.151*)、(*Excepta Massiliensia*)、第2グループは、ラテン語文献 (*Cod.par.lat.4625*)、第3グループは、その他のラテン語文献とされるもので、次の5種類が残存している。(*Cod.vat.lat.6770*)、(*Cod.vat.lat.1437*)、(*Cod.par.lat.4624A*)、(パレンシア大学図書館所蔵の *Cod.valenc.lat.693*)、(ヴァチカン図書館所蔵の *Cod.regin.lat.1948*) である。

この皇帝の書の構造を内容的に見ると、三つの特色がみられる。

第一の特色は、12世紀から13世紀にわたって、南イタリアとシチリアで公布されたいくつかの法令のうち有効なものを収載していることである。最古のものは、1140年にロジェール II 世が、アリアーノ (*Ariano*) で公布した勅令集である。一般には、医療に関する最も古い規定を含むものとも見做されている。この法令は、中世のノルマン法を基礎としている。

第二の特色は、フリードリッヒ II 世は、明確なコンセプトのもとに、大胆な手法で法令の成立にあたっていることである。かれは、当時絶大な権力を持つローマ教皇のシチリアへの介入を排除し、皇帝権の強化によって中央集権国家の建設を目指すためには、まったく新しい法律を制定する必要があることを痛感していたのである。まず、フリードリッヒ II 世は、彼自身が創設したナポリ大学の新進気鋭の法学者を中心にして、西暦529年に東ローマ帝国の皇帝であるユスチニアヌスが刊行したローマ法大全 (*Novus Iustinianus Codes*) の研究を命じている。そうした古代ローマ法の研究成果を盛り込んだ、カプア憲章 (*Sanctiones Capuanae*) を、1220年に発布する。更に、続けて皇帝の宮廷に、多国籍の知能集団として、ユダヤ人の知識人を活用し、また当時最新の学問や技術を持つアラブ人を官僚として登用し、彼らの知識と情報を総動員して、今までになかった法律の制定を目指す皇帝に直属の研究集団を形成させている。それらの集大成として、1231年ついにメルフィー憲章 (*Constitutiones Melphitanae*) とも称される皇帝の書 *Constitutiones (Liber Augustalis)* を発布する。更に、20年間にわたり追加規定を加筆し、追補 (*Novae Constitutiones*) 集として発布した。

第三の特色は、医療と薬事の内容を分析すると、医療、医薬品販売における国家管理という目標が見て取れることである。医療と薬事に関する条項は、第3巻に44条以下に集中している。たとえば、1240年に追加された第3巻の46条 (*Tit.XLVI*) では、いわゆる医薬分業分業を規定しているが、ここでは、塩や絹に加えて、医薬品を扱う薬種商と調剤師に専売権を与える代わりに、彼らから高額な税を取り立てる規定が盛り込まれている。13世紀に、高価な東洋産の生薬の取引に徴税することによって、フリードリッヒ II 世の帝国内での経済的安定を高めたことがわかる。この皇帝の書が、西欧における医薬分業を規定した最古の法律とみなされている所以である。